

○袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱

平成17年 4 月 1 日

告示第206号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「市工事等」という。）の適正な履行を確保するため、建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が工事等に関して事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の指名停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、袋井市建設工事請負業者指名委員会は、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停

止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 前号に定める場合を除き、別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第7項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第3項まで又は第4項から第7項までの措置要件に該当することとなったとき。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかとなったときは、別表各項及び前4項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について、指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行うときに、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該

事案について、別表第2第5項又は第7項に該当したとき。 別表第2第5項又は第7項に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4項又は第5項までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。 それぞれ別表第2第4項から第7項に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4項又は第5項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。 それぞれ別表第2第4項又は第5項に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4項又は第5項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。 それぞれ別表第2第4項又は第5項に定める期間において市長が必要と認める期間

(5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6項又は第7項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。 それぞれ別表第2第6項又は第7項に定める期間において市長が必要と認める期間

（報告）

第6条 工事の担当課長（以下「担当課長」という。）は、所管する市工事等について別表第1の措置要件に該当すると認められるとき又はその疑いがあるときは、速やかに報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 担当課長は、前条第5項の指名停止期間の変更及び同条第6項の指名停止の解除に該当すると認められるときは、速やかに報告書（様式第2号）を市長に提出しなければな

らない。

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して遅滞なく様式第3号、様式第4号又は様式第5号により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認めるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない理由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成5年袋井市告示第57号）又は浅羽町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成9年浅羽町告示第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成31年3月29日告示第68号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にした行為に係る指名停止の措置要件及び指名停止の期間については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月31日告示第46号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条、第4条、第6条関係)

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 市工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑工事等)	
2 市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
3 県内における工事等で前項に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反)	
4 第1項に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 箇月以内

別表第 2 (第 2 条、第 4 条関係)

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次に掲げる者が袋井市職員(以下この表において「市職員」という。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	4 箇月以上 12 箇月以内
(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で	3 箇月以上 9 箇月以内
(1) に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	
(3) 有資格業者の使用人で(2) に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	2 箇月以上 6 箇月以内

2	次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
	(2) 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
	(3) 使用人	1 箇月以上 3 箇月以内
3	次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 代表役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
	(2) 一般役員等	1 箇月以上 3 箇月以内
	(3) 使用人	1 箇月以上 2 箇月以内
	(独占禁止法違反行為)	
4	独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方とし不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 6 箇月以上 24 箇月以内
5	市工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 18 箇月以上 36 箇月以内
	(競争入札妨害又は談合)	
6	有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 6 箇月以上 24 箇月以内
7	市工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18 箇月以上 36 箇月以内
	(建設業法違反行為)	
8	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内

9 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内
10 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
11 別表第 1 及び前各項に掲げるほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内